

国立大学法人愛知教育大学教員の任期制に関する規則

2008年10月 8日

規則第 5 号

(趣旨)

第1条 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学(以下「本学」という。)の教員の任期に関する規則を定める。

2 教員の任期に関し、任期法、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令に、この規則に定めていない事項のあるときは、その法令の定めるところによる。

(任期を定めることができる教員)

第2条 任期を定めて雇用することができる教員の職等に関する事項は、別表のとおりとする。

(条件提示)

第3条 この規則により任期を定めて教員を雇用しようとするときは、あらかじめ所属、職名、任期(労働基準法第14条第1項に定める期間を限度とする。)及び更新に関する事項を提示するものとする。

(同意)

第4条 この規則により任期を定めて教員を雇用するときは、当該雇用される者の同意を得るものとする。

(再任に係る審査)

第5条 任期を定めて雇用した教員を再任しようとするときは、当該教員の任期中の業績その他の評価による審査を行うものとする。

2 再任に係る審査について必要な事項は、別に定める。

(任期の定めのない教員への移行)

第6条 学長は、本学の機能強化のため必要と認める場合には、任期を定めて雇用した教員を、業績審査を行い、役員会の議を経て、任期の定めのない教員にすることができる。

(任期の特例)

第7条 任期を定めて雇用した教員が、任期の期間内に出産、育児、介護その他の学長が認める事由に該当することとなったときは、当該事由に係る期間の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。

(再任等の決定の報告)

第8条 学長は、前3条の規定による再任、任期の定めのない教員への移行及び任期の変更を決定したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(公表)

第9条 この規則を定め、又は改廃したときは、公表するものとする。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規則は、2008年10月8日から施行する。

附 則（2013年規則第2号）

この規則は、2013年3月13日から施行する。

附 則（2019年規則第11号）

- 1 この規則は、2019年12月11日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により任期を定めて雇用されている教員については、当該改正前の規則の規定により付された任期を適用する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
教育学部， 大学院教育学研究科	専任の教授，准教授 又は講師	1回の任期が3年 を超えない範囲	再任の任期を通算 して5年を超えない 範囲で再任可	任期法第4条 第1項第1号 (教育現場等での 実務業績又は実践 研究業績を有する 人材により総合的 に教育研究を行う とき。)
教育学部， センター等(国立大学 法人愛知教育大学学 則(2004年学則第 1号)第28条又は第 28の2の規定によ るものをいう。)	専任の助教	1回の任期が3年 を超えない範囲	再任の任期を通算 して5年を超えない 範囲で再任可	任期法第4条 第1項第2号
	専任の教授，准教授， 講師又は助手	1回の任期が3年 を超えない範囲	再任の任期を通算 して5年を超えない 範囲で再任可	任期法第4条 第1項第3号 (大学が定め又は 参画する特定の計 画に基づき期間を 定めて教育研究を 行うとき。)